

行政監査（テーマ監査）

テーマ 賃貸借契約又は委託契約における適切な契約書の作成について

監査対象 25件の契約

監査期間 令和3年10月15日～令和4年3月30日

テーマを「賃貸借契約又は委託契約における適切な契約書の作成について」に設定し、関係書類の調査、職員からの説明聴取等を行いました。

監査の結果、3件の指摘と23件の指導を行いました。主な指摘事項の内容は、下記のとおりです（詳細な指摘、措置の内容については、静岡市のホームページを御覧ください。）。

★主な指摘事項

- ・ 検査に関する不適切な規定について【戸籍管理課（証明交付センター移行に伴う戸籍システム改修業務）】・・・**合規性の観点**

地方自治法では、契約を締結時に、その適正履行を確保するための検査などをしなければならないとされており、政府契約の支払遅延防止等に関する法律でも、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から一定期間内に検査などを行わなければならないとされています。

しかし、本件契約書では、契約目的物の納入は市の検査に合格したときをもって完了したものとすると規定されているものの、契約目的物の納入後10日以内に検査がなされない場合には検査に合格したものとみなすとの規定がありました。

市が一定期間内に検査をしないこと、また、検査が実施されていないにもかかわらず検査に合格したこととすることを容認するような規定により、法令が遵守されない状況が起り得る状況となっていました。

●意見

・契約書の適切な規定の作成について

抽出した25件の契約はおおむね適正な内容となっており、重要な点においては違法・不正確な契約は見られなかったところです。

一方、指摘事項として挙げた3件のほかにも、軽微な誤りが確認されました。契約書の誤りは、ともすれば、意図せぬ成果物の納品や後日の紛争の契機ともなり得ることを、市として重く受け止めるべきです。

特に件数の多かったものは、次の2つです。

① 債務不履行の場合の契約解除の規定の不備

令和2年4月1日の民法改正に伴い、市が設けている契約書の標準書式でも、契約の解除規定の一部を改めていましたが、一部の所属について、この改正が反映されていない契約書を利用している例が見られました。

② 字句の不備

他の条項を引用する際に条番号や項番号を誤っている事例や、契約書の条項の文言と仕様書の文言との間に齟齬が生じている事例が見られました。

これらの事例は、個々の事例においては契約に伴う法律効果などを左右するものではありませんが、誤りが発生する環境を放置することは、重大な事故を引き起こすことにつながりかねません。

個々の職員が契約関連法規の理解に努めるとともに、管理職員も業務の根拠を確認していく職場環境の醸成に努めていく必要があります。